

土木工事標準仕様書（平成27年4月1日適用）の改正概要

- 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公益社団法人日本下水道協会 下水道土木工事必携（案）」等が改正されたことに伴い、それらの改正内容を反映する必要が生じたため、土木工事標準仕様書も一部を改正します。
- 以下は主な改正内容を記載しており、詳細は新旧対照表をご確認ください。

全編共通
<ul style="list-style-type: none">・関係法令の改正年月日の更新・適用基準図書の発行年月日等の更新・誤謬、脱漏の修正
第1編 総則編
<ul style="list-style-type: none">・施工体制台帳の作成条件 【改正前】下請契約の総額が3,000万円以上⇒【改正後】下請契約を締結する全ての工事・施工体系図の作成条件 【改正前】受注時の請負代金額が500万円以上⇒【改正後】下請契約を締結する全ての工事
第7編 道路編
<ul style="list-style-type: none">・橋梁塗装工に「作業手順の遵守」、「危険物等使用及び保管」等に関する記載を追加・橋脚コンクリート巻立て工の適用基準の改正 【適用基準】RC巻立て工法施工要領（愛知県建設部道路維持課）による。
第9編 下水道編
下水道編については、下水道土木工事必携（案）の改正に伴い、仕様書も大幅に改正。 <ul style="list-style-type: none">・管きょ工（開削）管布設工に「リブ付き硬質塩化ビニル管」が新規追加・管きょ工（開削）管布設工の「ポリエチレン管」の記載内容が全面改正・管きょ工（小口径推進）小口径推進工に「泥土圧推進工」、「ボーリング推進工」が新規追加・工種「管きょ更正工」が新規追加・マンホール工の「標準マンホール工」を「現場打ちマンホール工」に名称変更・特殊マンホール工に使用する材料が変更・工種「コンクリート構造物補修工」が新規追加
施工管理基準（出来形管理）
<ul style="list-style-type: none">・下水道編に「管きょ更正工」が新規追加
施工管理基準（品質管理）
<ul style="list-style-type: none">・アスファルト舗装及び路上再生路盤工の試験基準の記載内容の修正 【修正前】最大乾燥密度 ⇒ 【修正後】基準密度
写真管理基準
<ul style="list-style-type: none">・下水道編に「管きょ更正工」が新規追加